

役員等報酬および費用弁償規程

社会福祉法人 ひまわり会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等のうち理事長に対して報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、月額300,000円とする。

3 その他の非常勤役員等および役員等が職員である場合は、報酬を支給しない。

(支給日)

第3条 前条に規定する報酬は、毎月20日（支給日が金融機関休業日の場合は、前後営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するとき、費用弁償額は、交通費を含め1回あたり3,000円とする。

3 役員等が法人の業務のために旅行したとき、費用弁償額は、役員等の居住地から計算した交通費の実費額と日当および宿泊費とし、日当及び宿泊費は、職員の旅費規程の管理職員を適用する。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会及び評議員会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。